

情報共有システム「工事監理官」利用者 各位

一般社団法人 宮城県建設業協会

消費税率変更に伴う ASP 利用料の消費税率の取り扱いに関するお知らせ

平素は情報共有システム「工事監理官」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率変更に伴いまして情報共有システム「工事監理官」のご利用料金（以下、ASP 利用料）の消費税率の取り扱いを下記の通りとさせていただきますこと
をお知らせ致します。

記

1. ASP 利用料の消費税率につきまして、平成 26 年 3 月までの請求分に関しては消費税率 5%、平成 26 年 4 月以降の請求分に関しては消費税率 8%とさせていただきます。
2. 平成 26 年 3 月分までの ASP 利用料に対し消費税率 5%が適用されるよう、平成 26 年 4 月以降も継続利用となる工事（平成 26 年 3 月末終了予定の工事を含む）につきましては、平成 26 年 3 月までの ASP 利用料を平成 26 年 3 月末にご請求させていただきます。
3. 平成 26 年 3 月末の中途精算時に、平成 26 年 4 月以降の利用料を消費税率 5%で前払いすることはできません。